

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 所得税更正処分等取消請求上告受理申立て事件

国側当事者・国

令和元年10月29日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成30年5月17日判決、本資料268号-48・順号13153)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成29年12月6日判決、本資料267号-147・順号13096)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	高橋 貴美子
相手方	国
同代表者法務大臣	河井 克行
同指定代理人	横田 美代子

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和元年10月29日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 林 景一

裁判官 戸倉 三郎

裁判官 宮崎 裕子

裁判官 宇賀 克也